

移住・交流の情報サイト への町内求人情報の掲載に ついて

左記の条件を満たす町内求人情報であれば、移住者向けサイト「JOINニッポン移住・交流ナビ」へ掲載することが可能です。この機会にぜひ活用ください。

【掲載条件】

- ①勤務地が八雲町内であり、かつ町外への転勤がないこと
- ②雇用形態が正社員であること（ただし、正社員雇用制度がある場合は、正社員以外の雇用形態も含む）
- ③ハローワークへ同期間掲載していること

【掲載申込方法】

求人情報掲載申込書に必要な事項を記入し、次の問い合わせ先まで提出してください。申込書は町HPからダウンロードいただけます。



町HP

【問い合わせ先】

政策推進課企画係
☎0137-62-2300

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回 特別弔慰金のお知らせ

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを至し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

- 1 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかど

うかにより、順番が入れ替わります。

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】

額面27万5千円、5年償還の記名国債

【請求期間】

令和10年3月31日まで（請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

【問い合わせ先】

- ・住民生活課社会係
☎0137-62-2112
- ・落部支所
☎0137-67-2231
- ・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について

「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」は、身につけることによって、障がいを持つ方や持病のある方が、周りの方の配慮や助けを受けやすくなるためのものです。

【ヘルプマークとは】

外見では障がいなどが分かりにくい方が身につけるものです。

【ヘルプカードとは】

緊急連絡先やかかりつけ医療機関などを記載できるようになっており、緊急時の支援がスムーズになります。

【交付窓口】

シルバープラザ、住民生活課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所

【交付方法】

窓口で確認票に必要な事項を記載いただき、その場で交付いたします。

※確認票は町HPからもダウンロードでき、郵送でのやり取りも可能です。

【問い合わせ先】

保健福祉課 障がい者福祉係（シルバープラザ内）

☎0137-64-2111

